

学校法人西日本短期大学役員の報酬等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 報酬及び手当

(報酬及び手当)

第2条 常勤の役員の報酬の額は、別表1のとおりとする。

ただし、理事長より、別表1の額を上限として別途指示があった場合はその額とする。

2 非常勤の役員の報酬の額は、別表2のとおりとする。

3 特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、理事長は、前項の報酬の額に相当額を加給することができる。

4 本学寄附行為第29条に基づき選任された顧問又は参与の報酬の額及び支給方法は、別表3のとおりとする。

ただし、理事を兼ねる役員は、理事の報酬額とする。

5 常勤の職員と兼務する者の報酬については、これを支給しない。

(理事会および情報交換会開催報酬)

第3条 理事会および情報交換会開催時の出席非常勤役員には、1回につき、15,000円の報酬を支給する。

(期末手当)

第4条 常勤の役員には、報酬のほか期末手当を支給する。

2 期末手当は、夏季手当及び年末手当に分け、それぞれ6月及び12月に支給する。

(支給方法)

第5条 常勤の役員の報酬及び期末手当の支給方法については、職員の例による。

ただし、理事長より、職員の例を上回ることなく別途指示があった場合はその支給方法による。

第3章 退任慰労金

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤の役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き就任した場合は、実際に退任するときに、これを支給する。

2 常勤の役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は「学校法人西日本短期大学退職手当支給規程」第8条の定めるところによる。

3 常勤の職員と兼務する者は、退任慰労金は支給しない。

(退任慰労金の算出方法等)

第7条 常勤の役員の退任慰労金は、退任の日における別表1に定める報酬月額に、次に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 5年以上8年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (3) 9年以上12年以下の期間については、1年につき100分の175
 - (4) 13年以上16年以下の期間については、1年につき100分の200
 - (5) 17年以上の期間については、1年につき100分の250
- 2 常勤の役員が任期満了後引き続き役員に就任した場合の退任慰労金は、常勤の役員であった在任期間を通算して算出する。
- 3 前2項の在任期間は、就任から退任までの年数とし、毎年4月1日を起算日として翌年3月31日までを1年として計算する。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。
- 4 1年の間に、常勤の役員に在任した期間と非常勤の役員として在任した期間がある場合は、常勤の役員として在任したものとして計算する。
(退任慰労金の最高限度額)

第8条 前条の規定により計算した退任慰労金の額が、7,000万円を超えるときは、同条の規定にかかわらず、7,000万円とする。

(退任慰労金の加給)

第9条 理事長の職にあった者その他この学校法人に功労のあった者については、前条に定める額の範囲内で、理事会の議を経て退任慰労金を増額して支給することができる。

第4章 旅費

(旅費の支給)

第10条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第11条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、学校法人西日本短期大学旅費規程による。

(出張雑費)

第12条 出張の性質により、この規則による旅費のほか、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第13条 交通費は、非常勤の役員（専任職員である者を除く。）が理事会等に出席した場合に実費を支給する。

(旅費規則の準用)

第14条 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続き及び旅費の支給等について必要な事項は、職員の旅費規則を準用する。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

この規則は、令和5年12月4日から改正施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

常 勤 役 員 の 報 酬 額

理事長	月額	60	万円
理 事	月額	40	万円

別表 2 (第 2 条関係)

非 常 勤 役 員 (理 事・監 事) の 報 酬 額

理 事	6月支給	20	万円
	12月支給	20	万円
監 事	月額	6	万円

別表 3 (第 2 条関係)

顧 問 ・ 参 与 の 報 酬 額

顧問・参与	6月支給	20	万円
	12月支給	20	万円